

2018年7月13日

法務大臣 上川 陽子様

7月6日、7名の死刑囚に対して死刑が執行されたことに強く抗議し、
死刑制度の廃止を求めます。

東京拘置所において松本智津夫さん、土谷正美さん、遠藤誠一さん、大阪拘置所において井上嘉浩さん、新実智光さん、広島拘置所において中川智正さん、福岡拘置所において早川紀代秀さん合計7名に対して死刑が執行されました。心神喪失の疑いのあるものも含まれ、6名が再審請求中であったと報道されています。

私たち日本キリスト教婦人矯風会は創立以来131年、平和と人権が尊重される社会の実現を願って活動をしてきました。全ての人の命は等しく尊重されるべきであると、矯風会は死刑の廃止を求めて度々要請してきました。

一連のオウム真理教の引き起こした凶悪な事件は、社会を震撼させるものであり、今なお被害者の苦しみが続いている行為は決して許されるものではありません。しかし、国家が生命を抹殺する死刑によって、罪を犯した人を排除するだけでは解決になりません。今なお究明されなければならない事件の真相も閉ざされてしまったこととなります。

同日の7人の死刑執行は、法務省が死刑執行について公表を始めた1998年10月以来最多の執行です。特に一つの処刑場しかない東京拘置所で午前中に3人が執行されたことは、社会主義者幸徳秋水らの大逆事件の大量処刑を思い出させるものです。世界の国からも、大規模の執行に衝撃を受け、非人道的だとの批判も報道されました。

死刑制度の廃止は世界の潮流です。OECD加盟国のうち、死刑を存置しているのは、日本・韓国・米国の3か国だけですが、韓国は10年間停止状態。米国は死刑を廃止する州、死刑執行停止を宣言する州があるので国家として存置するのは日本だけという状況です。

あらゆる意味で残虐な死刑の執行を停止してください。死刑制度廃止を真剣に検討することを強く要望します。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会